

# 東日本大震災

2011

5

■東日本大震災関連記事 (2～3 ページ参照)



人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

# 広報あみ

- 東日本大震災関連記事 … 2
- 平成 23 年度の施策と予算 … 4
- 阿見町組織機構図 … 9
- 『乳がん・子宮がん検診』『骨粗しょう症検診』 …10
- お年寄りの毎日を支えます …14
- 国保／こんなときには申請を…国保の給付 …18

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL [ami@town.ami.lg.jp](mailto:ami@town.ami.lg.jp)



# 東日本大震災

## 町民の皆さまへ

この度の東日本大震災により、お亡くなりになられた方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

3月11日午後2時46分ごろ発生した国内観測史上最大の地震は、阿見町においても震度5強を観測し、被災直後は電気や水道の供給が寸断されるとともに、道路や家屋などにも多くの被害が発生しました。

町では、震災後直ちに災害対策本部を設置し、被災情報の収集やライフラインの復旧、避難所の開設などに全力をあげて対処するとともに、多くの関係者のご尽力により、被災地への救援物資輸送や給水車の派遣、東北方面からの避難者の受け入れなどを行ってまいりました。

余震が続く中、原発事故の影響などにより、町民の皆さまには何かと不安な日々をお過ごしのことと思いますが、正確な情報収集に努めていただき、落ち着いた行動をとっていただくとともに、節電・節水に心がけていただきますようお願いいたします。

かつて経験したことのない事態に、町民の皆さまには大変ご迷惑をおかけしておりますが、町では1日も早い完全復旧を目指し、全力で取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

阿見町長 天田富司男

### ●災害対策本部の設置



▲地震発生直後の3月11日午後3時に、被災情報の収集やライフラインの復旧などに対処するため、役場内に災害対策本部を設置しました

### ●避難所の開設



▲地震発生に伴い町内に6か所の避難所を開設し、3月11日は249人の人が各避難所に一時避難されました(写真:阿見小学校体育館)

### ●給水所の設置



▲地震による水道水の断水に対処するため、給水車や防火水槽を活用した給水所を設けました(写真:阿見小学校)

### ●被災地への救援物資輸送



▲被災地の福島県に対して町議会・町内事業所・町民の皆さまのご協力により、3月19日に毛布・食料・飲料水・日用品などの救援物資を届けました

# お知らせ

Information

## ■地震の概要

3月11日午後2時46分ごろに三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生しました。この地震により、阿見町においても震度5強の強い揺れを観測しました。

## ●町内における主な被災状況

被害の種別	件数
人的被害（軽傷）	1
家屋被害	1675
ブロック塀等被害	531
道路等被害	66
水道管被害	14

## ■東北方面からの避難者の受け入れについて

東北方面からの避難者に対して、福祉センターまほろばを避難所として受入れています。

▼**受入人数** 50人程度（家族単位で受付）

▼**受付時間** 午前9時～午後5時

これに伴い、まほろばの利用は入浴だけとさせていただきます。

入浴の時間は、町民の人が午前11時～午後2時まで、東北方面からの避難者が午後3時～午後7時までとなります。

問合せ 福祉センターまほろば  
☎887-3969

## ■災害証明書の交付について

▼**災害証明書とは** 災害により建物などに被害が生じたことを証明するもので、公的な支援および損害保険などの支払いを受ける場合や勤務先などへ提出するためにその被害を証明するものです。

▼**申請に必要なもの** 災害証明申請書（総務課に備えてあります）・印鑑（認印可）・写真（全体写真1枚、証明が必要となる損壊箇所の写真数枚）

▼**料金** 無料

▼**申請できる人** 災害を受けた所有者・使用者等

▼**留意事項** 証明する被害の程度は、内閣府の被害認定基準

に準じて、全壊・流出・半壊・床上浸水床下浸水その他（一部損壊（外壁の損傷）の6段階で証明します。半壊・全壊については、町が被害状況を現地調査して判定し、その後

に証明書を発行します。被災した家屋等が危険な場合は、撤去または改修を進めても結構ですが、作業開始前および作業中の写真を残すようお願いいたします。

問合せ 総務課 ☎888-1111（215）

## ■農家の皆さまへ

今回の震災による農産物・畜産物被害への補償については、現時点（4月13日現在）では確定しておりませんが、今後、東京電力や国による補償の方法が確定した際には関係書類が必要になることが想定されます。品目・生産記録・出荷記録・数量金額などが分かるものを保存、または写真等を記録ください。ようお願いいたします。

問合せ 農業振興課 ☎888-1111（183）

## ■特定非常災害の指定に伴う措置について

今回の地震による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく

「特定非常災害」に指定されました。これにより、次の措置が講じられます。

▼**国の許認可等の存続期間（有効期間）の延長** 一定の地域（阿見町が含まれます）の人を対象に、運転免許などの許認可等（平成23年3月11日以後に満了するもの）について、

存続期間（有効期間）が原則として平成23年8月31日まで延長されます。

▼**期限内に履行されなかった国に対する届出等の義務の一定期間の猶予** 法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、平成23年6月30日までに履行すれば、行政上および刑事上の責任を問われません。

▼**措置の詳細について** 措置の対象や手続きの詳細については、許認可等の更新手続きを行う国の担当窓口や法令に基づく届出等の担当窓口にご相談ください。なお、延長の対象となる国の許認可等については、町のホームページにも一覧を掲載しています。

問合せ 総務課 ☎888-1111（214）

## ■小中学生の就学について

本町での避難生活が長くなる人で小中学校へ就学を希望する人は、町教育委員会学校教育課において受け付けております。

問合せ 学校教育課 ☎888-1111（322）

## ■原発事故に伴う放射線の影響

今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、茨城県内での放射線の影響につきましては、現在までのところ、何らかの行動が必要とされるレベルのものはありませんので、冷静に行動していただきますようお願いを申し上げます。

▼**原子力災害での健康相談** 健康相談ホットライン（午前10時～午後9時、平日・土日）  
☎0120-755-1199

▼**食品および飲料水の安全に関する相談** ▼土浦保健所（午前8時30分～午後5時15分、平日のみ） ☎821-5342 ▼県生活衛生課（午前8時30分～午後8時、平日・土日） ☎029-301-3424（食品）・029-301-3013（飲料水）

▼**農産物の安全に関する相談** 県農政企画課（午前8時30分～午後8時、平日・土日） ☎029-301-3844

☎029-301-3844



## ●平成 23 年度の施策と予算●

# 『阿見町第 5 次総合計画』による

## 『人と自然がつくる楽しいまち—あみ』の創造

3月の町議会で可決された平成23年度の町の予算は、特別会計・公営企業会計を含む総額では250億761万1千円、前年度比0.3%の減。一般会計予算では135億3,611万1千円、前年度比0.5%の減となりました。

今月号では、町議会での天田富司男町長の施政方針演説内容(要約)を紹介し、今年度の主な施策と予算をお伝えします。

一般会計  
前年度比

# 0.5%減の緊縮予算

### 施政方針

#### ●町政運営に当たっての基本的な考え方

私が昨年3月に阿見町長に就任して以来、早いもので一年が経過しようとしております。

私はこの間、まちづくりの基本は「町民の良識が町政の常識である」との理念に立ち、「笑顔のあふれるまちづくり」のため、町民の皆さまにお約束した4つの誓いと18の約束を推進すべく、政策を進めてまいりました。お陰をもちまして、小学校6年生までの医療費の無料化やデマンドタクシーの運行など、少しずつではありますが、政策実現がなされているところであり

ます。本町の財政状況につきましては、歳入面では、企業業績回復の兆しが見え、法人町民税の微増は期待できるものの、個人所得の回復の遅れによる個人町民税の減収等により、一般財源総額では減少するなど厳しい状況にあります。歳出面では、扶助費や社会保障関係の特別会計への繰出金が毎年増加となるなど、大きな財政負担となっており

このような状況におきましても、地方自治体には、少子高齢化に対応した地域福祉の充実や環境問題への対応、新たな時代にふさわしい活力ある地域づくりの推進、住民生活に密着したインフラの整備など、増大・多様化する行政需要に適切に対応することが強く求められており、新たな視点でのまちづくりを進めていかなければなりません。このようなことから、引き続き行財政改革を進め、限られた財源の有効活用を努めながら、優先度の高い事業から着実に実施してまいりたいと考えております。

### 主な施策の概要

#### ①みんなの声が活きるまちづくり

町民の声を着実に反映し活かすことのできる「協働のまちづくり」を目指すため、町民と行政が相互の理解と信頼のもと、目的意識を共有して地域の課題等に取り組む地域コミュニティ活動や町民活動について積極的に推進してまいります。これらの活動を効率的に進め

るため、町民活動センターがボランティア団体等の拠点となり、町内にある既存団体の情報の一元化を図るとともに、NPO法人ならびにボランティア団体のネットワークやコーディネート機能の充実を図ってまいります。

また、「住民が主人公の町政」を実現するため、町民の皆さまから、直接、町政に対する意見や提言などをいただく広聴会を実施し、「町民参加」という言葉だけにとどまらず、町民自身が町の施策や運営に関わるシステムをつくってまいります。

②環境を守り育むまちづくり  
地球温暖化による異常気象や生態系への影響が深刻化する中、「阿見町環境基本条例」および「環境基本計画」に基づき、町民と行政が一体となって、環境にやさしいまちづくりを推進してまいります。

さらに、廃棄物の不法投棄の監視・取り締まりなど、環境保全監視業務ならびに廃棄物対策指導業務の強化を図ってまいります。

また、恵まれた自然環境を次世代に継承できるよう、平地林や霞ヶ浦、神田池などの湖沼・



# 平成 23 年度予算総額

# 250 億 761 万 1 千円

前年度比較 8,119 万 9 千円 (0.3%) 減

※平成 22 年度一般会計予算は骨格予算であったため、平成 22 年 6 月補正後の予算との比較です

## ▼内訳

一般会計 135 億 3,611 万 1 千円  
前年度比較 6,590 万 2 千円 ( 0.5%) 減

特別会計 98 億 3,500 万円  
前年度比較 2 億 8,039 万 7 千円 ( 2.8%) 減

公営企業会計 16 億 3,650 万円  
前年度比較 2 億 6,510 万円 ( 19.3%) 増

河川について、積極的に保全・再生を行ってまいります。

### ③安全で安心に暮らせるまちづくり

下水道事業につきましては、緊急雇用創出事業を活用し、生活排水全体の処理形態を調査したうえで、公共下水道や農業集落排水の接続率の向上および合併浄化槽の普及・設置に努めてまいります。

消防・救急につきましては、非常備消防における待機室付消防車庫の整備や消防団訓練用照明施設の設置など、消防体制の充実強化を図るとともに、救急需要に対応するため、高規格救急車を追加配備し、救急体制の充実を図ってまいります。

### ④健やかで明るくやさしいまちづくり

健康と福祉のまちづくりを推進するため「あみ健康づくりプラン21」に基づき、町民の主体的な健康づくりを積極的に推進してまいります。

また、高齢化社会に対応するため「阿見町長寿福祉計画・第5期介護保険事業計画」を策定し、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活を送ることができるよう、生活支援サービス等の充実を図ってまいります。

さらに、子育て支援機能の強化として、限定的ではありますが、

ますが、うずら出張所を利用して幼児の保育を実施し、保育所待機児童の解消に努めてまいります。

医療福祉につきましては、町独自の施策として昨年10月から実施しております、小学校6年生までの医療費負担の無料化を引き続き実施してまいります。

### ⑤いきいき学びのまちづくり

教育の振興につきましては、教育基本法に基づき「阿見町教育振興基本計画」を策定し、教育に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。

また、児童生徒の安全な教育環境を確保するため、校舎体育館などの学校施設の耐震化を年次計画により順次進めてまいります。

生涯学習につきましては、町民が生涯いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、さらなる生涯学習社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、昨年2月に開館した予科練平和記念館につきましては、開館以来9万人の来館者を数えておりますが、町民はもとより多くの人に、戦史の記録を傳承し、次の世代へ継承できるよう、常設展示の他、特別展を開催するとともに、あらゆる広報媒体を活用した広報活動を展開し、全国へ発信してまいります。

### ⑥暮らしを支える活力あるまちづくり

全国的な課題であります耕作放棄地対策については、再生・利用の取り組みに対する支援を行うなど、耕作放棄地の拡大防止とその有効活用を積極的に取り組んでまいります。

工業の振興につきましては、新たに設けた雇用促進奨励金などの優遇措置や本町の利便性等について積極的にPRし、県と連携して阿見東部工業団地への企業誘致を促進するとともに、併せて地元雇用の促進を図ってまいります。

観光の振興につきましては、観光施策の推進母体となる「あみ観光協会」を設立し、観光施設のネットワーキングや観光ボランティアの育成、さらには、観光客の誘客促進などの諸施策に取り組んでまいります。

さらに、地域振興・観光振興の拠点となる道の駅構想を推進するため、観光物産館を臨時的に設置し、町内をはじめとした観光に関する情報の発信や観光協会会員による特産品の販売を行うなどの社会実験を通して、道の駅立地調査を実施してまいります。

### ⑦快適で便利な美しいまちづくり

活力ある地域づくりと安全で安心な生活ができるよう都市基盤

整備を図り、快適で美しい都市環境づくりに努めてまいります。

まず、都市基盤の軸となる幹線道路につきましては、都市計画道路荒川沖・寺子線の延伸・整備を行うとともに、中央市街地と西部市街地を連結する幹線道路ネットワークを確立するため、都市計画道路中郷・寺子線の整備を加速してまいります。

交通体系につきましては、本年2月より開始したデマンドタクシーの運行を継続するとともに、「阿見町地域公共交通総合連携計画」に基づき、路線バス再編等に関する検討を行うなど、町民ニーズや地域事情に即した公共交通体系の整備に取り組んでまいります。

### ⑧効率・効果・透明性を大切に するまちづくり

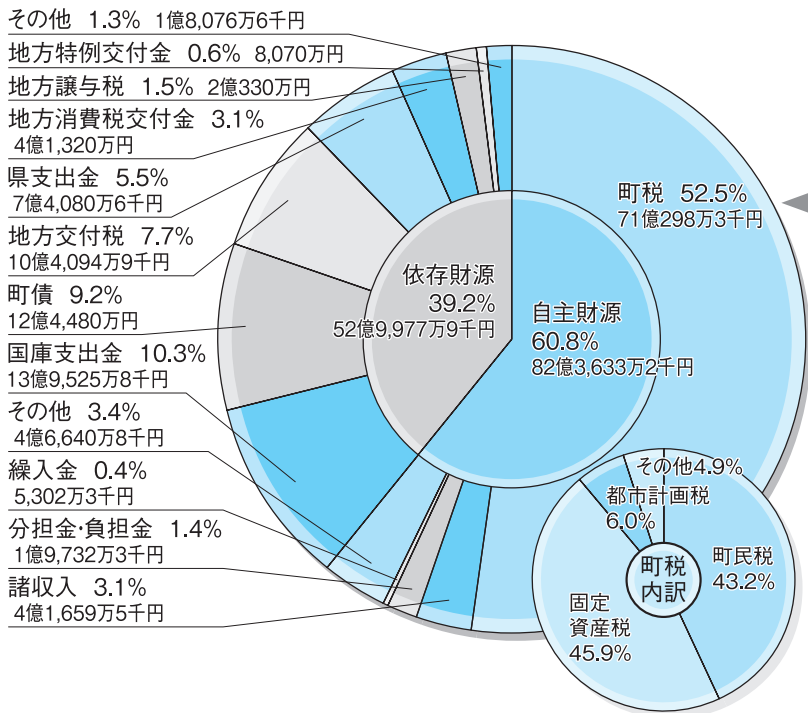
本町を取り巻く社会情勢や町民ニーズに迅速かつ的確に対応することができるよう、庁内組織機構の見直しを行うとともに、新たに策定した「阿見町行政改革大綱」および「実施計画」に基づき、積極的な行政改革を推進してまいります。

さらに、自主財源を安定的に確保するため、公平公正な課税、収納対策のさらなる強化を図るとともに、行政評価による進捗管理を実施することにより、徹底した経費の削減を行い、財政の健全化を図ってまいります。



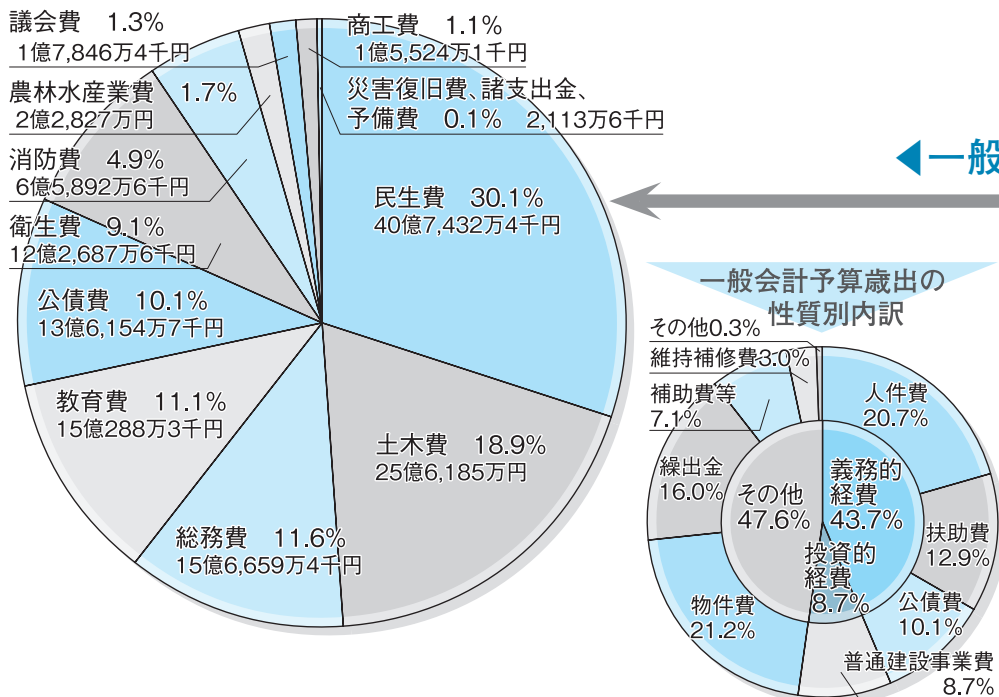
# 予 算

## ←一般会計予算歳入



歳入のうち町税については、平成20年度後半以降の世界的な景気後退に持ち直しの動きが見られるものの、個人所得の本格的な回復にまでは至っておらず、個人町民税の所得割が4.7%の減。法人町民税については、法人税割で総額の本格的な回復には至っていないものの、一部の企業を中心に回復の兆しが見え23%の増となっております。固定資産税では、土地評価額下落に伴う課税標準額の引き下げ等により土地が3.7%の減、家屋が5.1%の増となり、町税全体では0.6%の微増となっております。地方交付税では、普通交付税が5.2%の微減となり、地方交付税全体でも3.8%の微減。繰入金では財政調整基金繰入金の繰入減などにより81.2%の大幅減。町債では臨時財政対策債の減がある一方、社会資本整備総合交付金事業債の増により1.4%の増となっております。

## ←一般会計予算歳出



一般会計の歳出について、性質別で前年度と比較すると、扶助費では子ども手当支給事業の増や医療給付事業の増等により8.2%の増、普通建設事業費では都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業の減がある一方、都市計画道路中郷・寺子線等整備事業や阿見吉原土地区画整理事業の増等により21.4%の増。人件費では一般職給料や期末勤勉手当等の減により2.8%の減、補助費等では阿見東部工業団地・阿見吉原東地区企業誘致事業の減や中郷土地区画整理事業の皆減等により15.8%の減。公債費では元金償還費の減等により14.2%の大幅な減となっております。なお、歳出全般については、行財政改革の推進による徹底した経常経費の節減合理化に努める一方で、町民生活の充実・向上に必要な事業を重点的に予算に盛り込みました。



### 基金の現在高

基金等の名称	22年度末見込	23年度末見込
財政調整基金	16億6,240万	16億826万
減債基金	3億7,310万	3億7,310万
その他の基金	22億2,662万	22億2,719万
国民健康保険支払準備基金	1億3,000万	1億
公共下水道整備基金	10万	10万
介護給付費準備基金	5,707万	4,868万
農業集落排水事業債減債基金	5,421万	4,045万
介護従事者処遇改善臨時特例基金	610万	51万
土地開発基金(現金)	360万	360万
合計	45億1,320万	44億189万

### 町債の現在高

22年度末見込	一般会計	111億1,665万円
	特別会計	110億2,334万円
水道事業会計	7億4,187万円	
合計		228億8,186万円
23年度末見込	一般会計	111億7,857万円
	特別会計	102億8,244万円
	水道事業会計	8億5,805万円
合計		223億1,906万円

※掲載金額は、平成23年3月31日時点での見込みです

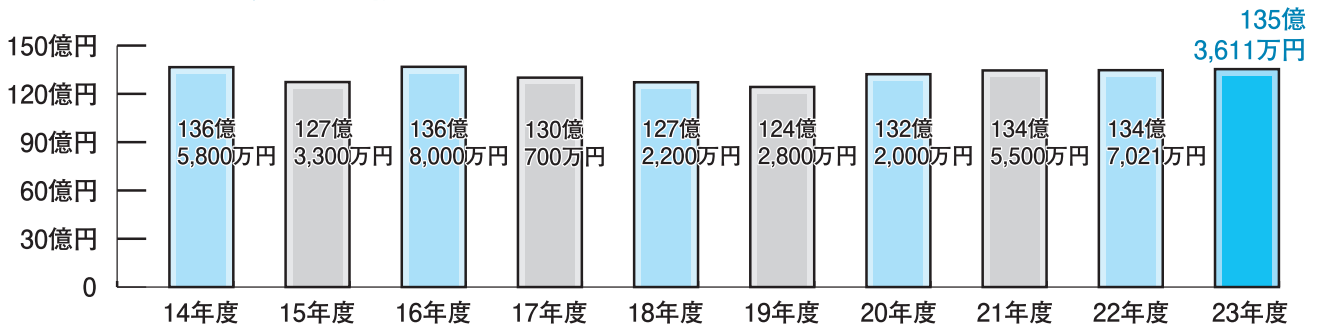
### 特別会計の内訳

国民健康保険特別会計	49億8,200万円	農業集落排水事業特別会計	1億5,100万円
公共下水道事業特別会計	15億700万円	介護保険特別会計	21億4,800万円
土地区画整理事業特別会計	4億1,900万円	後期高齢者医療特別会計	6億2,800万円

### 公営企業会計

水道事業会計  
16億3,650万円

### ▼一般会計予算の推移



## 主な事業

※単位:千円

### ▼一般会計

#### 【総務課】

政策法務事業(文書管理費内)	10,726
町界町名地番整理事業	7,935

#### 【企画財政課】

さわやかフェア事業	2,706
公共交通推進事業	9,000

#### 【管財課】

公共施設修繕整備事業(財産管理費内)	75,000
--------------------	--------

ITコーディネーター委託料(行政情報ネットワーク運営事業内) 2,609

#### 【収納課】

インターネット公売事業(徴収事務費内)	1,099
町税等コンビニ収納手数料(徴収事務費内)	3,361

#### 【秘書課】

国際交流推進事業 2,654

#### 【社会福祉課】

元気わくわく支援事業	5,171
家族介護支援事業	5,962

#### 【児童福祉課】

要保護児童対策強化事業(臨時職員雇用費内)	1,196
ファミリーサポートセンター事業	1,879

※次ページに続く



## 主な事業(続き)

※単位:千円

### ▼一般会計

#### 【保育所】

二区保育所運営拡張事業(保育所運営費および保育所維持管理費内)	19,009
地域子育て支援センター事業	6,798

#### 【児童館】

放課後児童健全育成事業	60,588
養護学校生等放課後児童対策事業	2,411

#### 【障害福祉課】

地域身体障害者スポーツ大会事業	882
障害者介護給付事業	259,902

#### 【国保年金課】

医療給付事業	335,664
--------	---------

#### 【健康づくり課】

予防接種事業	157,918
健康診査事業	48,080

#### 【町民課】

総合窓口事業(住民基本台帳事務費内)	5,984
--------------------	-------

#### 【農業振興課】

農地・水・環境保全向上対策支援負担金(農業基盤整備事業内)	3,105
農業振興推進事業	19,160
あみまちを食べよう学校給食推進事業	500

#### 【商工観光課】

あみ観光協会運営事業(観光振興事業内)	4,898
道の駅立地調査事業(観光振興事業内)	12,521
プレミアム付商品券事業補助金(商工振興事業内)	5,000

#### 【環境政策課】

緑のカーテン事業(地球温暖化対策事業内)	385
----------------------	-----

#### 【廃棄物対策課】

廃棄物対策強化事業(廃棄物対策事務費内)	8,271
ごみ減量化対策事業	25,407

#### 【町民活動推進課】

町民活動センター事業	8,564
女性行政推進事業	997
ハザードマップ作成事業(防災管理費内)	4,284

#### 【都市計画課】

景観整備事業	5,458
阿見吉原土地区画整理事業	121,714

#### 【道路公園整備課】

道路新設改良事業	224,980
都市計画道路整備事業	524,921
街区公園整備事業	50,733

#### 【都市施設管理課】

河川維持管理費	22,055
道路橋梁維持補修事業	176,750

#### 【会計課】

公金収納情報データ化サービス事業(会計事務費内)	4,137
--------------------------	-------

#### 【学校教育課】

教育振興基本計画策定事業	5,655
学校施設耐震化整備事業(学校施設整備事業内)	47,668
地上デジタル放送整備事業(学校施設整備事業・教育設備教材費内)	10,269

#### 【給食センター】

米飯給食推進事業(給食センター運営費内)	1,107
----------------------	-------

#### 【生涯学習課】

放課後子どもプラン事業	7,551
スポーツ教室委託料(スポーツ教室事業内)	1,500

#### 【中央公民館】

本郷ふれあいセンター駐車場整備事業(本郷ふれあいセンター維持管理費内)	27,206
ふれあい地区館交付金(各公民館事業および各ふれあいセンター事業内)	6,589

#### 【図書館】

ブックスタート推進事業(図書館運営費内)	279
----------------------	-----

#### 【予科練平和記念館】

特別展事業(予科練平和記念館事業内)	5,293
--------------------	-------

#### 【農業委員会】

遊休農地解消対策事業	936
------------	-----

#### 【議会事務局】

議員報酬関係経費	143,552
----------	---------

#### 【消防本部】

消防施設整備事業	12,662
消防機械力整備事業	35,686
消防団照明設置事業(庁舎維持管理費内)	1,575

### ▼国民健康保険特別会計

#### 【国保年金課】

ジェネリック医薬品通知作成委託料(国民健康保険事務費内)	1,777
------------------------------	-------

### ▼公共下水道事業特別会計

#### 【下水道課】

公共下水道整備事業	247,774
-----------	---------

### ▼土地区画整理事業特別会計

#### 【都市計画課】

本郷第一土地区画整理事業	101,485
--------------	---------

### ▼農業集落排水事業特別会計

#### 【下水道課】

実穀上長地区農業集落排水事業	2,874
----------------	-------

### ▼介護保険特別会計

#### 【社会福祉課】

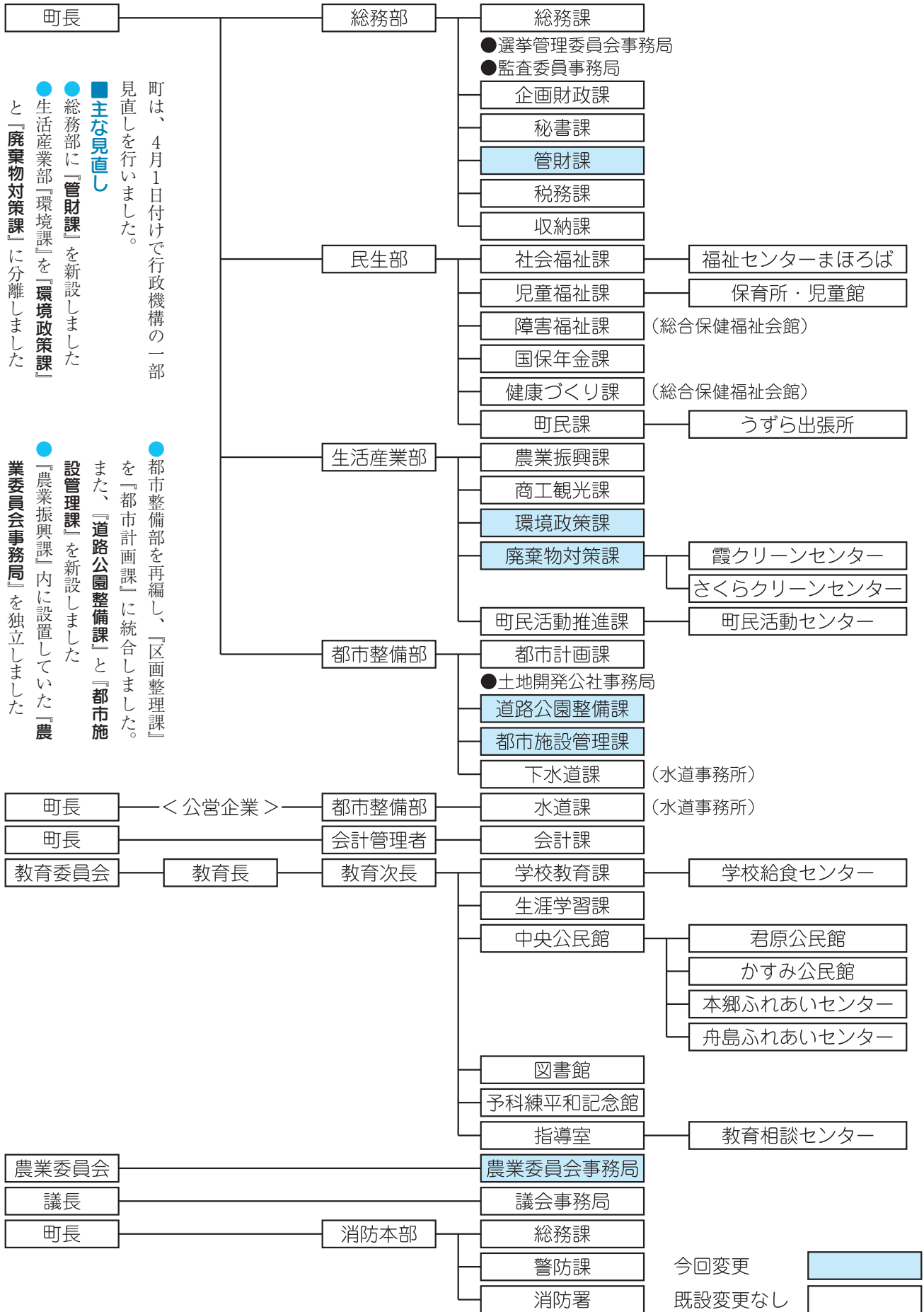
介護保険運営協議会等費	4,449
-------------	-------

### ▼水道事業公営企業会計

#### 【水道課】

第三次拡張事業	293,800
老朽管布設替工事	97,300

阿見町組織機構図 (平成 23 年 4 月 1 日現在)





# 『乳がん・子宮がん検診』 『骨粗しょう症検診』 ＜ 集団検診 ＞



**町**では、下記日程で乳がん・子宮がんおよび骨粗しょう症の集団検診を行います。早期発見するためには、定期的に検診を受けることが大切です。自分の健康を自分で守るために、この機会に検診を受け、健康管理に役立てましょう！ また、医療機関検診を希望される人は12ページをご覧ください。

## 対象年齢と自己負担額

### ■ 乳がん・子宮がん検診

乳がん検診は検査内容により対象年齢が異なります。また、マンモグラフィ検査は2年に1回の受診になりますので、昨年度、町の集団検診や医療機関検診でマンモグラフィ検査を受診した人はマンモグラフィ検査を受けることはできません。40～56歳の人は超音波検査とマンモグラフィ検査を1年ごとに交互に受診することをお勧めします。

※対象年齢は平成24年3月31日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
子宮がん検診	20歳以上	子宮けい部細胞診	800円
乳がん検診 ※右記①～③の検査のうち、いずれか1つ	30～56歳	①乳房超音波検査	700円
	40歳以上 ※2年に1回	②乳房マンモグラフィ検査(2方向): 40～49歳 ※片方の胸につき、2枚撮影	1,200円
		③乳房マンモグラフィ検査(1方向): 50歳以上	700円

### ■ 骨粗しょう症検診

※対象年齢は平成24年3月31日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容	自己負担額
骨粗しょう症検診	25～65歳 (男女ともに可)	超音波でかかとの骨密度を測定	700円

※下記に該当する人は検診が受けられませんのでご注意ください

- ▼ 自覚症状のある人(医療機関で診察を受けてください)
- ▼ 今年度、人間ドックや他機関で検診を受ける予定の人、または受けた人
- ▼ 現在、医療機関で治療中または経過観察中の人
- ▼ これまでに精密検査の指示をされた人(医療機関で経過観察してもらってください)

※下記に該当する人は自己負担額が無料になります。検診時に手帳等の証明できるものをご提示ください

- ▼ 身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級または2級の人
- ▼ 精神障害者保健福祉手帳で法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級の人
- ▼ 重度の知的障害とされた人(療育手帳で㊸またはAの人)
- ▼ 生活保護受給者

日時・場所

検診項目により実施日時が異なりますので、下表にてご確認の上、お申し込みください。

- ▼子宮がん検診を希望しない人は、午前中に実施する日時へのお申し込みをお勧めします
- ▼骨粗しょう症検診は4日間のみ(表中の青の枠の期日のみ)の実施となりますので、ご希望の人はご注意ください

期 日	検 診 項 目		場 所
	午 前 受付:午前 10 時～ 10 時 30 分	午 後 受付:午後 0 時 15 分～ 1 時	
6月24日(金)		乳・子宮	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』
6月27日(月)		乳・子宮	
6月28日(火)	乳・骨粗	乳・子宮・骨粗	本郷ふれあいセンター
7月19日(火)		乳・子宮	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』
7月20日(水)	乳・骨粗	乳・子宮・骨粗	
7月21日(木)		乳・子宮・骨粗	かすみ公民館
7月28日(木)		乳・子宮	本郷ふれあいセンター
7月29日(金)	乳・骨粗	乳・子宮・骨粗	総合保健福祉会館 『さわやかセンター』

※乳:乳がん検診、子宮:子宮がん検診、骨粗:骨粗しょう症検診

申込期間・申込方法

申込期間

5月31日(火)まで(必着)

※申し込みされた人には、6月中旬にご案内をお送りします

申込方法

下記の①②いずれかとなります。

- ① 郵送での申し込み(はがきまたは封書に必要事項を記入)
  - ② 総合保健福祉会館『さわやかセンター』来館での申し込み
- ※ファックスや電話での申し込みはできません

申込先

〒300-0331 阿見町阿見 4671-1  
健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)

※希望日時がある場合は第3希望まで記入してください。記入がない場合、どの日程でも可とみなします

※申し込みされた希望日時が希望者多数の場合、ご希望にそえないこともありますので、ご了承ください(先着順ではありません)

▶コピーしてご使用ください

郵送時にはがれてしまうことがありますので、はがきに貼る際には全体にのり付けをしてください

住 所	阿見町		
氏 名			
生年月日	T・S・H	年 月 日	( 歳)
電話番号	—		
検診項目	(希望の検査項目に○をご記入ください)		
	骨粗しょう症検診	子宮がん検診	乳がん検診 超音波 マンモグラフィ (2年に1回)
希望日時	※対象年齢を確認してください(10ページ参照)		
	(実施日時を確認し、①～③に希望日をご記入の上、午前か午後○をつけください)		
	① 第1希望:	月 日	(午前・午後)
	② 第2希望:	月 日	(午前・午後)
	③ 第3希望:	月 日	(午前・午後)
	④ 指定なし		



## < 医療機関検診 >

医療機関での検診を希望される人は、下記申込方法により医療機関検診を受診ください。なお、集団検診とは自己負担額が異なりますのでご注意ください。また、受診できる医療機関は検査内容により異なりますのでお問い合わせください。

※対象年齢は平成 24 年 3 月 31 日までの到達年齢

検診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
子宮がん検診	20 歳以上	子宮けい部細胞診 ※医師の判断で体部細胞診可 (追加料金:1,200 円)	2,200 円
乳がん検診 ※右記①②③の検査のうち、いずれか1つになります	30 ~ 56 歳	①乳房超音波検査	1,300 円
	40 歳以上 ※2年に1度	②乳房マンモグラフィ検査 (40 ~ 49 歳:2 方向) ③乳房マンモグラフィ検査 (50 ~ 65 歳:1 方向)	1,800 円 1,300 円
骨粗しょう症検診	25 ~ 65 歳	超音波でかかとの骨密度を測定 (男女ともに可)	900 円

- ▶ **申込方法** 受診券を発行しますので、下記のいずれかまで直接来館してお申し込みください
  - ▼健康づくり課 (総合保健福祉会館内)
  - ▼うずら出張所 ※子宮がん検診のみお申し込みできます
- ▶ **受付期間** 平成 24 年 2 月 29 日まで
- ▶ **受診可能な期間** 発行日から 3 か月間 ※最終受診日は平成 24 年 2 月 29 日です

### 不妊治療費助成事業

#### ■ 県不妊治療費助成事業

県では、体外受精・顕微授精を受けた人に治療費の一部を助成します。

- ▶ **対象** 次のすべての要件に該当している人
  - ① 法律上の婚姻をしているご夫婦で、夫または妻のいずれか一方が県内に住所を有すること
  - ② 所得制限あり (詳細は下記へご確認ください)
  - ③ 県が指定する医療機関において実施した治療であること
- ▶ **申請方法** まずは所得要件や申請書類などの確認のため、申請前に相談 (治療後でも申請の相談に応じる)。治療・支払い後、保健所に必要書類を添えて申請
- ▶ **必要書類**
  - ▼ 県不妊治療費補助金交付申請書
  - ▼ 県不妊治療費助成事業受診等証明書
  - ▼ 医療機関発行の領収書
  - ▼ 住民票 (おおむね 3 か月以内のもの)
  - ▼ 夫および妻の所得 (課税) 証明書 (控除の記載があるもの) 各 1 通
- ▶ **問い合わせ** 土浦保健所 ☎ 821-5398

#### ■ 町不妊治療費助成事業

体外受精・顕微授精 (特定不妊治療) の治療費が、県不妊治療費助成事業の補助金額を超えているものに対し、さらに町からも治療費の一部を助成します。

- ▶ **内容** 1 回の治療につき 5 万円を限度に、1 年度あたり 2 回まで、通算 5 年間助成
- ▶ **対象** 次のすべての要件に該当している人
  - ① 県不妊治療費助成事業補助金の交付を受け、さらに治療費がそれを上回っているもの
  - ② 法律上の婚姻をしている夫婦で、夫または妻のいずれか一方が特定不妊治療の終了日において町内に 1 年以上住所を有すること
- ▶ **申請方法** 県の不妊治療費補助金交付決定を受けた後、必要書類を持って下記に申請
- ▶ **必要書類**
  - ▼ 県不妊治療費補助金交付決定通知書
  - ▼ 県不妊治療費助成事業受診等証明書の写し (県に提出前に複写をとっておく)
  - ▼ 医療機関発行の領収書
- ▶ **問い合わせ** 健康づくり課保健予防係 (総合保健福祉会館内) ☎ 888-2940

#### ■ 不妊に関する県の相談窓口『不妊専門相談センター』

不妊治療を実施している産婦人科医師・泌尿器科医師、カウンセラー、助産師が県内 2 か所で無料で相談をお受けしています。

- ▶ **問い合わせ** 県産婦人科医会 ☎ 029-241-1130 (月~金曜日、午前 9 時~正午・午後 1 時~3 時) ▼ **ホームページ** : <http://www.ibaog.jp>

特定年齢の女性に  
検診が無料になるクーポン券を送ります

# がん検診推進事業

この事業は、特定の年齢に達した女性に、子宮けいがんおよび乳がんに関する検診手帳や、町が実施する子宮けいがん検診、乳がん検診（マンモグラフィ検査）が無料となるクーポン券をお送りし、検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及および啓発を図るものです。

## 対象となる人

以下の生年月日の女性が対象となります。対象となる人には**5月中旬**に検診手帳と無料クーポン券をお送りします。40歳の人には、子宮けいがんおよび乳がん検診の両方の無料クーポン券が送られます。

### ①子宮けいがん検診

生年月日	4月1日現在の年齢
平成2年4月2日 ～平成3年4月1日生まれ	20歳
昭和60年4月2日 ～昭和61年4月1日生まれ	25歳
昭和55年4月2日 ～昭和56年4月1日生まれ	30歳
昭和50年4月2日 ～昭和51年4月1日生まれ	35歳
昭和45年4月2日 ～昭和46年4月1日生まれ	40歳

### ②乳がん検診

生年月日	4月1日現在の年齢
昭和45年4月2日 ～昭和46年4月1日生まれ	40歳
昭和40年4月2日 ～昭和41年4月1日生まれ	45歳
昭和35年4月2日 ～昭和36年4月1日生まれ	50歳
昭和30年4月2日 ～昭和31年4月1日生まれ	55歳
昭和25年4月2日 ～昭和26年4月1日生まれ	60歳

## 検査内容

### ①子宮けいがん検診：子宮けい部細胞診

子宮の出口の部分（けい部）の細胞をこすりとり、異常な細胞がないかを顕微鏡で調べる検査です。このとき少し出血することがありますが、痛みはほとんどありません。

### ②乳がん検診：マンモグラフィ検査 ※超音波検査は対象になりません

乳房を板で挟んで圧迫し、X線撮影を行います。人によって異なりますが、痛みを感じることもあります。この検査で体に受ける放射線の量は、生活している中で自然に受けている放射線量の50分の1程度なので、放射線による体への影響はほとんどありません。

- ▼ 40歳・45歳：2方向撮影  
（片方の乳房につき2枚撮影）
- ▼ 50歳・55歳・60歳：1方向撮影  
（片方の乳房につき1枚撮影）

## 受診方法・申込方法

- 集団検診を希望する人（申込期間：5月31日まで／必着）** 10～11ページをご覧ください、健康づくり課までお申し込みください。クーポン券が届く前にお申し込みいただいてもかまいません。検診当日に無料クーポン券を持参していただくことにより、対象者の子宮けいがん・乳がん検診が無料となります
- 医療機関検診を希望する人（12ページの医療機関健診とは申込方法が異なります）** クーポン券に同封されている『無料検診のお知らせ』に、検診を実施している医療機関一覧が掲載されています。医療機関に直接ご予約の上、無料クーポン券を持参して受診ください

## 注意事項

- ▼妊娠中の人は妊婦健康診査受診票により子宮けいがん検診を受診できるため、送付された無料クーポン券を使用することはできません
- ▼マンモグラフィ検査は2年に1回の受診となります。昨年度、マンモグラフィ検査を受診された人は健康づくり課までご相談ください
- ▼乳がん検診はマンモグラフィ検査または超音波検査のいずれか1つの受診となります。40歳・45歳・50歳・55歳に該当する人は超音波検査を受診できる年齢でもありますが、超音波検査は無料クーポンの対象ではないため、無料になりません。超音波検査を希望される場合には健康づくり課までお問い合わせください





住み慣れたまちで安心して暮らすために

# お年寄りの毎日を支えます

町で利用できる高齢者関連サービスを紹介します

## 社会福祉課

●ひとり暮らし高齢者愛の定期便事業  
 おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で安否確認の必要性のある人に、月8回乳製品(1回2本)を配達し、孤独感軽減と同時に安否の確認を行います。

●福祉電話貸与事業  
 電話の設置が困難なひとり暮らしの高齢者等に電話を無償貸与し、利用料金の一部を助成します。

## シルバーカー補助事業

歩行に支障があるおおむね65歳以上の高齢者等で、同一世帯の生計中心者の前年の所得税額が14万円以下の人に、シルバーカー購入費用を補助します。

▼補助限度額 50,000円

## 緊急通報システム整備事業

病弱などの理由により緊急時に機敏に行動することが困難なおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者の住居等に、ペンダント型無線発信機・緊急通信装置(左写真)・火災センサーを設置し、急病・災害などの緊急時に迅速・適切な対応を図り、不安の解消と生活の安全を確保します。電話回線がNTTでないと使用できません。

▼所得に応じた個人負担があります



▲利用者宅に設置された緊急通信装置の端末

## 家族介護用品支給事業

介護保険で要介護3以上(常時尿失禁にある要介護1および2の住民税非課税世帯の人を含む)と認定された在宅の高齢者等に、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。

▼支給品 ▼紙おむつ(テープ式 またはパンツ式) 1年間365枚以内。年4回に分けて所定の枚数を配布します ▼尿取りパッド 1年間730枚以内。年4回に分けて所定の枚数を配布します

▼個人負担があります

## 日常生活用具給付事業

寝たきりやひとり暮らしの高齢者に日常生活用具を給付します。

▼給付等の品目 1 電磁調理器・火災警報器

▼所得に応じた個人負担があります

※消防法および町火災予防条例により、平成23年5月31日までにすべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。おおむね65歳以上の、寝たきりやひとり暮らしで、前年所得税が非課税の人のうち一定の要件を満たしている人は、申請により自己負担額なしで火災警報器の給付を受けることができます

## 生活管理指導員派遣事業

介護保険で自立と認定された高齢者等で日常生活を営むのに支障のある者に対して日常生活の支援・援助のため、生活管理指導員を派遣します。

※個人負担額は、所要時間とサービスの内容により異なります

## 各サービスの問い合わせ

- ▼社会福祉課高齢福祉係 ☎ 888-1111 (162・163)
- ▼健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎ 888-2940
- ▼町社会福祉協議会(代表) ☎ 887-0084 ▼地域ケアセンター ☎ 887-9234 ▼地域包括支援センター ☎ 887-8124
- ▼福祉センター『まほろば』 ☎ 887-3969

● 家族介護者ヘルパー受講支援事業

高齢者介護を現在しているまたは過去にしていた家族で、訪問介護員研修2・3級課程を受講する人に補助金を交付します。

▼ 補助限度額 3万円（教材費等の実費は個人負担になります）

● 在宅介護慰労金支給事業

基準日（12月31日）以前に1年間継続して介護保険で要介護3以上と認定された65歳以上の高齢者を、同期間内で所定期間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

▼ 要介護3以上と認定された高齢者を3か月以上の在宅介護期間を含む4か月以上介護保険サービスを利用せずに介護をしている人 ▼ 支給額 3万円

▼ 要介護4以上と認定された高齢者を、年間を通して介護保険サービスを利用せず在宅で介護している住民税非課税世帯の人 ▼ 支給額 10万円

● 徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊（はいかい）のおおむね65歳以上の、徘徊のみられる高齢者を介護している家族に、無線発信機を貸与し、徘徊そのほかの緊急時に迅速・適切な対応をします。

▼ 費用負担 利用料・情報料・現場急行料は町が負担します

● 外出支援サービス事業

おおむね65歳以上の高齢者等で一般の公共交通機関の利用が困難な人を対象に、特定の医療機関等への通院・通所に必要な費用の一部を助成します（福祉タクシー利用券・自動車税等の減免を受けている人は対象外となります）。

▼ 対象車両 利用者が車いす・ストレッチャーに乗ったまま移動可能なタクシー

▼ 助成回数 片道を1回とし、年間24回を限度

▼ 助成額 タクシー利用料金の9割（10円未満の端数切り捨て）。1回の上限は4000円

● 生活管理指導短期宿泊事業

▼ 介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者等で、日常生活に支障のある人 ▼ 介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられなくなり緊急に入所が必要な人——を対象に、短期宿泊（原則7日以内）による指導・支援を行います。

▼ 同一世帯の住民税課税状況・要介護状態等により個人負担額が異なります

● 高齢者住宅リフォーム助成事業

介護保険で要支援・要介護と認定され、前年の所得税が非課税の世帯に属する寝たきりの高齢者等が、日常生活で直接利用する住宅の改造経費を助成します。

▼ 補助対象 住宅内外の移動および使用を容易にする工事

▼ 補助限度金額 45万円（必要経費の4分の3）

● 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者（本人に配偶者・2親等以内の親族がいない人）など、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようにするため、成年後見制度を利用する際の申立費用等を助成します。

▼ 助成額 所得等により異なります

※ 知的障害者・精神障害者は障害福祉課地域生活支援係（総合保健福祉会館内）で受け付けします



健康づくり課

● つるかめ教室

理学療法士や保健師、運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操の指導・健康相談を行っています。

▼ 対象 10人以上の高齢者団体

▼ 実施回数 月1回

▼ 実施場所 地区公会堂など

● ミニデイサービス（生きがい活動支援通所事業）

介護保険認定に該当しない65歳以上の高齢者で、家に閉じこもりがちの人に、趣味活動や簡単な体操、日常動作訓練、四季折々の行事などのサービスを提供します。

▼ サービス 1人あたり週1回

▼ 利用料 1日281円

● 健康相談

健康づくりに関して、保健師・栄養士・理学療法士が家庭訪問や電話または窓口などで相談に応じます。

福祉センター 「まほろば」

● 健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的にしています。入浴も可能です。

※ 次ページに続く

## 町社会福祉協議会

## 給食サービス事業

おおむね65歳以上の、虚弱なひとり暮らしの高齢者等で必要な人に、調理ボランティアによるお弁当（昼食）を配送・訪問ボランティアにより自宅へ届けます。

▼利用期日Ⅱ毎月2回、第2・4水曜日（祝日、7・8月の夏季を除く）

## 生活援助型食事サービス

配偶者以外の同居の家族がいない65歳以上の高齢者世帯で、高齢虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が、申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。

▼利用期日Ⅱ毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

▼利用料（個人負担分）Ⅱ1食あたり（普通食400円・特別食548円）

## 心配ごと相談

生計・家族・財産等に関する悩み事の相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。

▼利用日時Ⅱ毎週水曜日午後1時～3時30分受付終了（祝日・年末年始を除く）

▼弁護士相談Ⅱ毎月第1水曜日

（毎週水曜日に行われる心配ごと相談においての予約が必要）

## ふれあい電話

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者に電話をかけて、孤独感の解消・安否確認を行うほか、相談・助言・情報提供などのお話し相手をするふれあい電話サービスを行います。

▼訪問期日Ⅱ毎週火・木曜日午後1時30分～4時（祝日・年末年始を除く）

## 在宅福祉（有償）サービス事業

登録会員方式（利用会員・協力会員）による有料の在宅福祉サービスを提供します。

▼サービス内容Ⅱ食事の支度・世話、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整頓、生活必需品等の買い物、通院・退院・散歩等外出時の付き添い、介護者外出時の留守番、日常生活上の相談・助言、役場・病院等への連絡手続き、そのほか軽易な身の回りの世話をします

▼利用日時Ⅱ毎日午前7時～午後7時（年末年始を除く）

▼利用料Ⅱ1時間600円

## 車いす貸出事業

在宅で、病気・けがのある人、障害者および高齢者など、歩行が困

難な人に、一時的（1か月を限度）に車いすを貸し出します（旅行・散歩などを含む）。

## 低床カー貸出事業

高齢者・障害者（児）を同乗させて外出（泊）しようとする人に、車いすごと乗れる軽車両を2日間程度で貸し出します。

▼負担Ⅱ返却時に1kmあたり10円のガソリン代がかかります

## 高齢者に関する総合相談

介護や福祉・高齢者虐待等の高齢者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、介護予防ケアプランの作成や虚弱高齢者等に対する地域支援事業のケアマネジメントを行います。

▼地域包括支援センター：町社会福祉協議会 ☎88718124・0084

## 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人など、判断能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービス等を行い、日常生活を支援します。

▼利用料Ⅱ福祉サービスの利用

手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス（生活支援員派遣による援助）：1時間あたり900円

▼書類等預かりサービス（保管料）：1か月あたり500円 ※生活保護受給者は免除になります

## 地域ケアシステム

援助を必要とする在宅の高齢者・障害者・難病患者・認知症の高齢者等に対しケアチームを結成して地域で見守り、要援護者を地域で互いに支え合うコミュニティづくりを推進します。

## 家族介護者交流事業

家庭において高齢者を介護している人に、リフレッシュおよび介護する者同士の交流や情報交換の機会を提供します。

▼費用負担Ⅱ実費の1割程度

## 家族介護教室

家庭で介護されているご家庭や近くで支援している人、介護に興味をお持ちの人などを対象に、介護福祉に役立つ知識や技術の教室を開催します。



# 申請はお済みですか？ 学生納付特例制度

## 国民年金 学生納付特例制度

国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136-137)

### 『学生納付特例制度』とは

この制度は、収入がない、または少ないために保険料を納付できない学生の皆さんを対象とした猶予制度です。

大学(院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・学校教育法で規定される修業年限が1年以上ある各種学校(左記参照)——など(定時制課程、通信課程、一部の海外大学の日本分校を含む)に在学する学生で、本人の所得が一定額(下記参照)以下の人を対象です。

▼各種学校：修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります(私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限られます)

▼国内にある海外大学の日本分校：テンプル大学ジャパンの一部の課程・カーネギーメロン大学日本校・レイクラント大学ジャパンキャンパス・専修大学校ロシア極東大学函館校・天津中医药大学中薬学院日本校・コロンビア大学ティーチャーズカレッジ日本校

### 所得枠

118万円(本人所得)▼  
扶養親族などがある場合：扶養人数×38万円▼  
社会保険料控除などがある場合：控除額——がそれぞれ基準額に計算されます。所得基準以下の人が対象です。

### 申請場所

国保年金課またはうずら出張所で申請できます。申請は毎年必要となります。  
※日本年金機構から『学生納

付特例申請書(はがき)が届いている人は、必要事項を記入し返送することにより、申請手続きができます

### 持参品

▼学生証または在学証明書、年金手帳、印鑑(本人署名の場合不要)  
▼前年所得の状況を明らかにすることができる書類  
▼本人の所得が町でわからない場合は、前年所得の状況を明らかにすることができる書類(所得証明書・源泉徴収票)

確定申告書などの写し

▼昨年または今年、会社等を退職し学生になった場合は、前記のほかに失業したことを確認できる公的機関の発行する証明書(雇用保険受給資格者証・被保険者離職票など)の写し

### 承認されると

申請年度の4月から3月まで保険料の納付が猶予されます。猶予期間は、基礎年金を受給するための資格期間に含まれますが、年金の受給額には反映されません。満額の年金を受給するため、卒業したら保険料を追納(さかのぼって納付)しましょう。

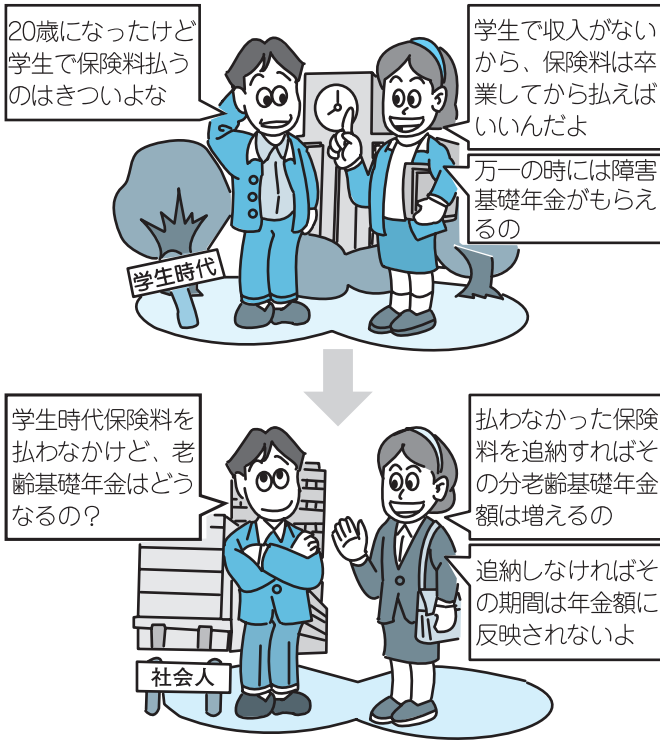
学生納付特例期間中の事故や病気で障害が残った場合や死亡した場合には、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することができます。

### 土浦年金事務所から

5月の休日開庁日

日時 5月14日(土) 午前9時30分～午後4時

問い合わせ 土浦年金事務所 ☎ 82417121



こんなときには申請を…

# 国保の給付

# 国保

お問い合わせは…  
国保年金課国保係  
☎ 888-1111 (131 ~ 133)

国保税 納めて安心 わが家の健康

**国** 保被保険者（加入者）が医療を受けたとき、次のような場合には、医療機関に支払った医療費の一部が申請により支給されます。

## 高額療養費

### 70歳未満の人

一か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき…同じ人が同じ月内に同一の医療機関で、限度額を超える自己負担額を支払った場合。超えた金額が高額療養費として支給されます

●同じ世帯で自己負担額の合計が限度額を超えたとき…同一世帯で同じ月内に2万1千円（町民税非課税世帯も同額）以上の自己負担額を2回以上支払った場合。それらを合算して限度額を超えた分が支給されます

●同じ世帯で高額療養費の支給を4回以上受けたとき…一つの世帯で過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受けた場合。4回目から、支給額が変わります

●自己負担額の計算方法  
▽月の1日から末日までの1か月（暦月）ごとの受診で計算

▽病院・診療所ごとに計算  
▽一つの病院・診療所でも歯科は別計算。また、外来・入院も別計算  
▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く  
▽入院の際には『限度額適用認定証』の交付を申請してください…『限度額適用認定証』（住民税非課税世帯の人は『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示することで、入院した場合の一つの医療機関での1か月の診療分の支払いが限度額までとなります ※交付にあたっては国保税に未納がないことが条件

### 70～74歳の人

外来（個人単位）の限度額を適用後に入院を含む世帯単位の限度額を適用し、超えた金額が高額療養費として支給されます。入院の場合、医療機関窓口での支払いは左ペー「ジ」の表『外来＋入院（世帯単位）』の限度額までとなります。

### 自己負担額の計算方法

▽月の1日から末日までの1か月（暦月）ごとの受診で計算  
▽外来は個人ごとに集計。入院を含む自己負担限度額は世帯内で70～74歳の人を合算

▽病院・診療所・歯科の区別なく合算  
▽入院時の食事代や差額ベッド料など、保険診療の対象とならないものは除く

### 70歳未満の人と70～74歳の人が同じ世帯にいる場合

まず、70～74歳の人の外来（個人単位）の限度額を適用後に、入院を含む世帯単位の限度額を適用し、これに70歳未満の合算対象額を合算し、最後に70歳未満（世帯単位）の限度額を適用して計算します。

### 申請の方法

高額療養費に該当する場合には、診療月の約3か月後に国保年金課から高額療養費申請通知書（はがき）が郵送されます。

この通知書・保険証・印鑑・病院支払い分の領収書（該当診療月分）・金融機関の口座番号の分かる書類（口座振込で支払いとなるため）を持参して所定の期間内に国保年金課またはうずら出張所窓口で手続きをしてください。

**\*低所得者I・IIに該当する人は…**  
▽入院  
▽在宅医療での『在宅時医学総合管理』または『在宅末期医療総合診療料』がレセプト（診療報酬明細書）に算定されている

この適用を受けるためには『限度額適用・標準負担額減額認定証』が必要になります。該当する人は国保年金課窓口にて申請してください

### \*高額な治療が長期間必要なとき…

…厚生労働大臣が認める特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析の必要な慢性じん不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）に該当する場合は一か月の自己負担限度額は1万円（人工透析が必要な慢性じん不全の場合、70歳未満の上位所得者は2万円）までとなり、これを超えた分の金額は国保が負担します。この取り扱いを受けるには『特定疾病療養受療証』（申請により交付）の提示が必要です

▼高額療養費の自己負担限度額（月額）

70歳未満（世帯単位）		
所得区分	3回目まで	4回目以降※1
上位所得者	150,000円＋ 医療費が500,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	83,400円
一般	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

70～74歳		
所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋ 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算（4回目以降：44,400円※1）
一般	12,000円※2	44,400円※2
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※75歳到達月は国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります

▼高額医療・高額介護合算制度の自己負担限度額（年額／8月～翌年7月）

70歳未満	
上位所得者	126万円
一般	67万円
住民税非課税世帯	34万円

70～74歳	
現役並み所得者	67万円
一般	56万円※2
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※所得区分は高額療養費と同様

※1：過去12か月以内に4回以上高額療養費の支給を受ける場合に、4回目から適用される自己負担限度額

※2：70～74歳の人の窓口負担1割が平成24年3月31日まで延長されることにより、高額療養費および高額医療・高額介護合算制度における70～74歳の一般の自己負担限度額も、平成24年3月31日まで据え置かれます。詳細は広報あみ3月号通常版9ページをご参照ください

高額療養費の所得区分と自己負担限度額

- 70歳未満の人の所得区分
- ▼上位所得者…同一世帯に属する国保被保険者の国保税の算定基礎となる基礎控除後の所得の合算額（擬制世帯主を除く）が600万円を超える世帯に属する人
- ▼一般…上位所得者に該当しない、住民税が課税されている世帯に属する人
- ▼住民税非課税世帯…住民税が課税されていない世帯に属する人
- 70～74歳の人の所得区分
- ▼現役並み所得者…同一世帯

に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者がいる人。ただし、世帯の70歳以上の国保被保険者の収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合は、申請により『一般』の区分になります ※このほか国民健康保険から後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に移行した人がいる場合には、その人も含めて区分の判定をします

世帯内の国民健康保険の被保険者全員が1年間（毎年8

高額医療・高額介護合算制度

- ▼低所得者Ⅱ…同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人（低所得者Ⅰ以外の人）
- ▼低所得者Ⅰ…同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる世帯に属する人

該当する人には12月ごろに通知をお送りします。お知らせ

申請手続きの注意点

月～翌年7月末）にお支払いされた医療保険と介護保険の自己負担額（注1）を合計し、年間の自己負担限度額（左記参照）を超えた場合に、その超えた金額を『高額介護合算療養費』および『高額医療合算（介護予防）サービスマネジメント費』として支給します。

注1：自己負担額は、医療保険では高額療養費など、介護保険では高額介護（介護予防）サービスマネジメント費などを控除後の額

国保加入者の人間ドック・脳ドックの申し込み期間は、平成24年2月29日（水）まで

※次に該当する人には、支給対象となる旨のお知らせができない場合があります

▼平成22年8月から平成23年7月末までの間に、▽市町村を越えて転居された人▽ほかの医療保険から国民健康保険に移られた人



うるおいある街並みに！

# 生垣設置の助成制度



都市計画課計画係 ☎ 888-1111(244)

## 生垣設置の助成

### 生垣設置の助成

町では、町景観条例第9条に基づき、潤いある街並みと安全な生活環境を確保するため、町が費用の一部を負担して生垣の設置を奨励しています。

生垣は、街並みに潤いを与えるとともに、風通しを良くし、居住性を高めます。また、ブロック塀を生垣にすることで倒壊を防ぎ、地震被害を予防することもできます。

### 補助の対象区域

▼町全域

### 補助を受けることができる人

▼土地の所有者または生垣の設置に権限を有する人

### 補助対象となる生垣

▼新たに生垣を設置する場合  
▼既存のブロック塀等を撤去して生垣にする場合

### 補助を受けられない生垣

▼国または地方公共団体の所有または管理に属する土地に設置されるもの  
▼建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされる敷地に設置されるもの

## 補助額の基準

補助対象となる生垣設置に要する経費(*)の限度額	新たに生垣を設置する場合	1m当たり 10,000円
	ブロック塀等の撤去を伴う場合	1m当たり 15,000円
補助率	生垣設置に要する経費の2分の1 (ブロック塀等の撤去を伴う場合はその経費も含む)	
補助限度額	175,000円 (角地の2辺に設置する場合は350,000円)	

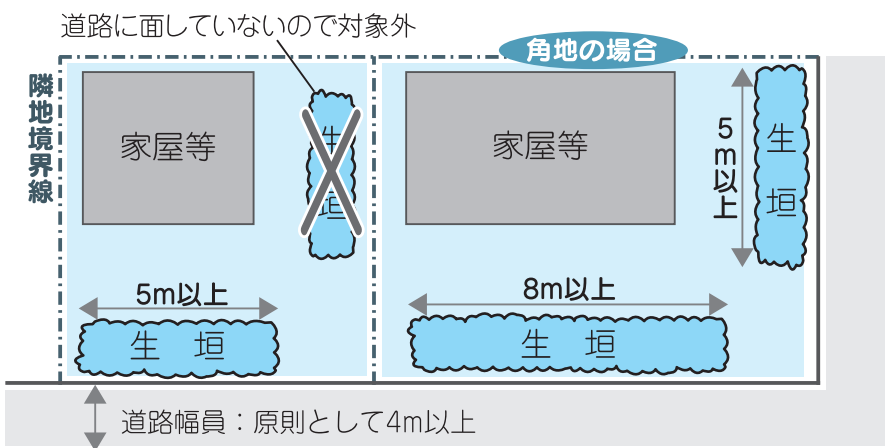
\*生垣設置に要する経費とは、植手間、樹木、垣、支柱等をいいます

▼条例による補助金の交付を受けて生垣を設置した敷地または緑化した敷地に、再び設置されるもの  
▼不動産の販売を目的として設置されるもの  
▼ほかの法令等の規定により、補助または補償を受けたもの

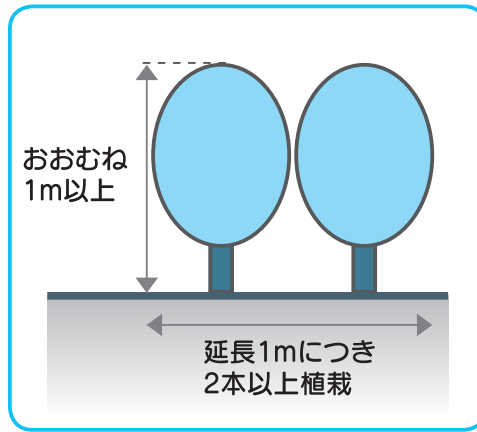
## 補助の条件

### 生垣の長さなど

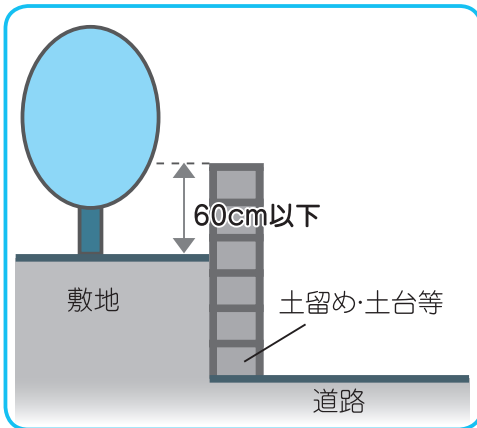
▼道路に面して設置されるもので、総延長5m以上であるもの  
※角地の2辺に設置されるものについては、長辺の生垣の延長が8m以上かつ短辺の延長が5m以上必要



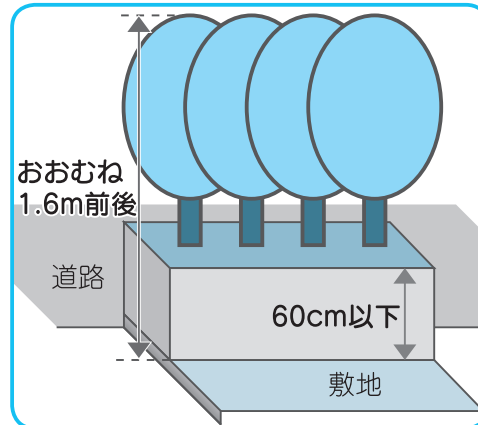
▼生垣設置の例



▼生垣の高さなど  
樹木の高さがおおむね1m以上のもの（成長したときの高さではなく、植えたときの高さ）  
延長1mにつき、2本以上植栽されるもの



▼ブロック塀等の内側に樹木を設置する場合は、当該ブロック塀等の高さが敷地面から60cm以下であるもの



▼コンクリートブロック等を使用して基礎（植樹ます等）の上に設置される場合は、基礎の高さが敷地面から60cm以下のもの

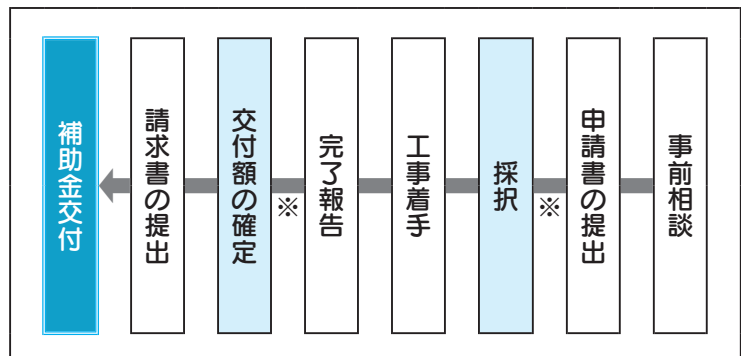
※設置から5年間は保全に努め、生垣として活用していただきます



**申請方法**  
生垣を設置する前に、都市計画課に事前相談の上、生垣設置奨励補助金の交付申請をしてください（ブロック塀等の撤去を伴う場合は、ブロック塀等を取り壊す前に申請が必要となります）。  
設置後の申請は補助を受けることができません。

**申請手続き**

- 当制度の詳しい手引きを窓口にご用意しております
- 町ホームページにも掲載しております  
▼ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/kakuka/toshiseibi-bu/toshikeikakuka/toshikeikakuka.htm>
- まずはお気軽にご相談ください



※採択前と完了報告後には、担当者が生垣設置場所まで現地調査にうかがいます

**申請の流れ**

# 消費者コーナー

## 『町消費生活センターだより』 23年度・第1回



### 平成 22 年度の消費生活相談状況

平成 22 年度の相談受付件数は 331 件 ※平成 21 年度は 299 件

#### ●どんな相談が多かったの

##### ▼ 1 位

**多重債務 47 件**

- ・消費者金融数社から借金、収入が減り返済ができない
- ・10 年以上借金の返済を続けているが、過払い金があるのではないか

##### ▼ 2 位

**有料サイト 36 件**

- ・有料サイトの年齢確認をクリックしただけで、いきなり高額な料金を請求された

##### ▼ 3 位

**不動産関連 27 件**

- ・投資マンションの勧誘電話が断っているのに何度もかかってきて迷惑している

#### ●平成 22 年度の特徴

- 環境やエコに関連したオール電化工事や太陽光発電の契約の相談が多かった
- 「お宅の屋根瓦がずれている」等、消費者を不安にさせて契約する手口の相談が増えた
- 多重債務の相談が減少傾向になってきた

### 突然訪問してきた貴金属の買取りサービス

#### ●相談事例

突然 2 人連れの業者が訪ねてきて、「使わなくなった貴金属はないか」と言われた。金のネックレスと指輪があったので見せたら、業者から 5 万円で全部買取ると言われ、応じた。5 万円を受取り、領収書に住所と氏名を書いて渡し、本人確認のためと言われ、運転免許証を見せて免許証番号を教えてしまった。後で悪用されないかと不安になった。



#### ●アドバイス

古物商またはその従業者は、買取りを行う際には必ず『古物商許可証』または『古物行商従事者証』を携帯しなければならないとされています。また 1 万円以上の買取りを行う際、売り主の住所・氏名等を確認することが古物営業法で義務づけられているので、運転免許証で確認したと思われる。しかし、悪用される危険性がないとは言いがたいので注意してください。

買取りに訪れた業者には、住所・氏名を確認し、古物商許可証等の提示を求めましょう。連絡方法が不明など、きちんと対応しない業者とは契約しないことです。

買取りの契約は、無条件で契約解除となるクーリングオフの適用がないので、いったん業者に引き渡した品物を取り返すことは困難です。契約は慎重に行いましょう。

5 月は消費者月間。今年度のテーマは『地域で広げよう 消費者の安全・安心』（消費者庁）

消費者が、安全・安心な暮らしの主役になる社会の実現に向けて、行政・事業者が一体となって地域での積極的情報発信や消費者自身が自立をするための支援をします。

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871（ファクシミリ兼用 / 月～金曜日の午前 9 時～午後 4 時）▼商工観光課 ☎ 888-1111（171）



# 違法・迷惑駐車を 追放しましょう！

町民活動推進課 ☎888-1111 (271-272)

違法・迷惑駐車は、円滑な交通を妨げ、渋滞の原因になります。

また、火災や傷病人が発生した場合の救急車や消防車などの緊急車両の通行の妨げにもなります。

駐車禁止場所への駐車はもちろん、禁止場所でなくても、道路を車庫代わりに使用するなど、道路への長時間駐車は違法な行為ですから、絶対にやめましょう。

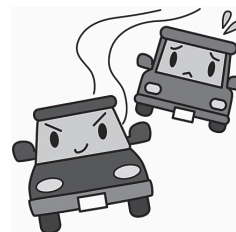
そして、地域ぐるみで違法・迷惑駐車をなくしましょう。

## 春の行楽期、安全運転で ゆとりを持った計画で

時間・行程に余裕を持った計画を立てましょう。

長距離運転では途中で休憩、心と身体をリフレッシュ。

行き先・走行ルートをきちんと計画し、初めての街や不慣れな道では慎重な運転を道に迷っても、焦りは禁物、事故の危険を高めます。



## 飲酒運転は絶対禁止

飲酒の機会も増える連休期間。一瞬の心の隙が一生の後悔にならないよう、お酒を飲んだら絶対に運転はしない。お酒を飲んだ人には運転をさせない。

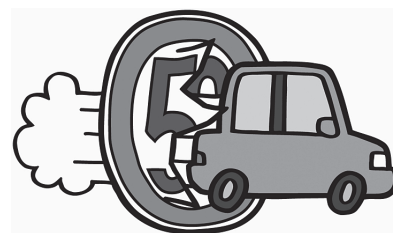


## 速度は控えめに

早く到着したい。早く帰りたい。スピードを出すのは格好がいい。

色々な理由がありますが、決められた速度は守り、道路状況に応じた安全な速度で走行しましょう。

「みんなも出している」からではなく、あなたが他のドライバーの見本となりましょう。



### 『春の全国交通安全運動』

5月11日(水)から20日(金)までの10日間、「ぼくしない どうろのとびだし ふざけっこ」をスローガンに春の全国交通安全運動期間です。

#### ●運動の重点

- (1) 自転車の安全利用の推進
- (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶

県民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、交通事故防止を図りましょう。

きれいなまちづくり

## 530（ごみゼロ）社会に向けて

環境政策課・廃棄物対策課 ☎ 888-1111 (127・142)

## 霞ヶ浦清掃大作戦を実施しました

3月6日(日)、毎年恒例の霞ヶ浦清掃大作戦を、霞ヶ浦湖畔の3か所（霞ヶ浦高等学校下堤防・大室舟溜り・島津舟溜り）を拠点とし、全行政区の代表者、漁業協同組合、町長・教育長をはじめとする町職員等、計194人のボランティアの皆さんにより実施しました。

年々、霞ヶ浦湖畔における不法投棄は減少傾向にあるものの、今年も大量のごみがボランティアの皆さんにより集められました。

ボランティアの皆さんのおかげで、きれいな霞ヶ浦を保つことができている。ご参加いただきありがとうございます。



## 5月30日は「ごみゼロの日」

「ごみゼロの日」は、ごみの散乱防止と資源の有効活用ならびに環境保全に対する住民の意識高揚を図ることを目的に定められています。

また、5月30日(月)の「ごみゼロの日」から6月5日(日)までの1週間を、次のキャンペーン期間としています。

## ▼ごみ減量・リサイクル推進週間

捨てればごみ、分別すれば資源となります。ごみの減量化やリサイクル（再生利用）を一層進めましょう。

## ▼全国ごみ不法投棄監視ウィーク

不法投棄防止の啓発活動およびパトロール強化を行います。町でも監視体制を整えパトロールを強化しますので、町民の皆さんも不法投棄を発見した場合は、廃棄物対策課までご連絡ください。

## 町内クリーン作戦

町内クリーン作戦を下記の通り実施します。当日は区長さんなどの指示に従い、町内の環境美化のため、皆さんの積極的な参加をお願いします。

▼期日 5月29日(日)

※雨天予備日 6月5日(日)

## ▼内容

①空き缶・空きびんなどのポイ捨てごみの回収

②ごみ集積所の清掃

※家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません

※開始時間は各行政区によって異なります

## エコキャップ活動

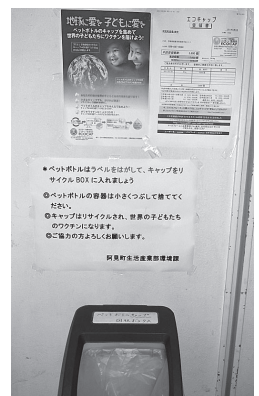
ペットボトルのキャップを集めてエコキャップ送付先へ送ると、NPO法人エコキャップ推進協会を通して世界の子どものワクチン代となります。

役場でも昨年9月から環境政策課の脇に「ペットボトルのキャップ回収BOX」を設置して、エコキャップ活動を実施しています。

これまでに回収した量は17,600個になり、ポリオワクチン代に換算すると22人分のワクチン代となりました。

また、これだけの量をごみとして焼却しなかったことにより、約139kgのCO<sub>2</sub>の発生を抑制することができ、地球温暖化対策にも繋がりました。

小さなキャップを通して、未来の地球環境のことを考えたり、子どもの命のことを考えたり、そして限られた資源を有効に活用することなどを考えたりすることができます。



## 町職員人事

4月1日付で、平成23年度町職員の人事異動が発令されました。課長級以上の異動、新規採用職員についてお知らせします。

### 昇格・人事異動

課長級以上、( )内は前職

【**総務部**】▼企画財政課長湯原幸徳(収納課長)▼管財課長朝日良一(健康づくり課長)▼税務課長吉田衛(国保年金課長)▼収納課長武井浩(収納課課長補佐)

【**民生部**】▼中郷保育所長兼地域子育て支援センター所長青山陽代(地域子育て支援センター係長)▼南平台保育所長兼学校区保育所長村野弘子(学校区保育所長)▼国保年金課長野口静男(税務課長)▼健康づくり課長篠山勝弘(中央公民館係長)▼民生部付課長(社会福祉協議会派遣)遠藤康裕(総務課課長補佐兼職員係長)

【**生活産業部**】▼生活産業部長篠崎慎一(企画財政課長)

▼農業振興課長村松利一(区画整理課課長補佐)▼環境政策課長大野利明(環境課長)▼廃棄物対策課長榎田友治(霞クリーンセンター所長)

【**農業委員会**】▼事務局長大塚芳夫(農業振興課長)

【**都市整備部**】▼道路公園整備課長湯原一博(区画整理課長)▼都市施設管理課長柳生典昭(学校給食センター所長)

【**教育委員会**】▼学校給食センター所長石神和喜(下水道課課長補佐兼業務係長)▼中央公民館長浅野耕一(建設課長)

【**消防本部**】▼消防長川村忠男(生活産業部長)

### 新規採用

▼企画財政課川原智彦▼秘書課赤木裕香▼税務課中根朋子▼収納課野口智浩▼中郷保育所高野早梨▼南平台保育所櫻井友香里▼国保年金課谷香織▼健康づくり課尾見泰延▼商工観光課植松洋介▼子科練平和記念館青木郁雄▼消防本部有沢嗣文

# お知らせ

Information

## 65歳以上の人へ 住基カードを無料で交付します！

住基カードの無料期間が終わり、4月1日から手数料500円がかかりますが、65歳以上の人は引き続き無料で交付することになりました。本人確認資料をお持ちでない人には特におすすめますので、ぜひご利用ください。

▼**活用方法** ▼顔写真付住基カードは運転免許証やパスポートなどと同じく、本人確認資料として利用できます▼ICチップに電子証明書を記録し、パソコンで確定申告や電子申請ができます(別途手数料500円が必要)

▼**申込場所** 役場1階町民課  
時間・平日・日曜開庁日 午前9時～午後4時30分

▼**申込方法** ▼町に住民登録のある日本国民であれば、誰でも申請できます▼手続きできるのは本人または法定代理人に限りです▼左記の本人確認資料を持っている場合は、即日交付できます。免許証パ

スポーツ・身体障害者手帳・養育手帳または精神障害者保健福祉手帳と健康保険証等の名前が確認できるものの合計2点。顔写真付を希望される場合は、パスポート用の写真1枚(3.5×4.5cm)(希望される人にはこちらで写真を撮ります)▼右記の本人確認資料を持っていない場合は、2回来庁していただく必要があります▼1回目 パスポート用の写真1枚(3.5×4.5cm)・保険証等の本人の名前が確認できるもの2点▼2回目 交付通知兼照会書(申請後、住所地に郵送します)・保険証等の本人の名前が確認できるもの2点

▼**問合せ** 町民課 ☎888-1111(122)

## 中途失調・難聴者のための手話講習会

このコミュニケーション講習会は、聴覚障害がある人を対象とした手話講習会です。このクラスには要約筆記(話

の内容をスクリーンに投影)もついていきますので、聞き取れずに話が分からなくて困るということもありません。聴覚障害を持つ仲間が集まりますので、和気あいあいと楽しく手話を学んでいきます。

▼**日時** 6月11日(平成24年2月18日(15回))毎月第2・4土曜日午前10時～正午 ※第1・3土曜日の時もあり

▼**場所** ▼**水戸会場**：水戸市福祉ボランティア会館(水戸市赤塚)▼**土浦会場**：土浦市総合福祉会館(土浦市大和町)

▼**対象** 県内に居住のおおむね18歳以上の中途失調・難聴者のおよびその家族

▼**内容** ▼手話の知識とコミュニケーション・入門からの簡単な会話▼読話講習▼聴覚障害についてーなど

▼**参加料** テキスト代実費

▼**募集人数** 各会場15人

▼**申込方法** ファクシミリまたははがきで、住所・氏名・ファックス番号(または電話番号)・年齢をご記入の上、6月4日(土)までに左記へ申し込む

▼**問合せ** 〒310-0844 水戸市住吉町349-1 県立聴覚障害者福祉センター『やすらぎ』中途失調・難聴者コミュニケーション講習会係 ☎029-248-0029 FAX 029-247-1369



# お知らせ

Information

国民健康保険に加入している人へ  
**遺族年金などの受給者  
 や無収入の人も申告  
 を!**

高額療養費の自己負担限度額は、世帯主(納税義務者)を含む

国保加入者全員の所得に応じて  
 ▼上位所得者▼一般▼住民税非課税世帯——などに区分されています。

制度上、確定申告や住民税申告をしていない人のいる国保加入世帯は、上位所得者扱いとなり、高額療養費の支給額が少なくなったり、支給を受けられなかったりする場合があります。また、入院時の限度額適用や食事療養費の標準負担額減額認定の適用が受けられない場合があるほか、70〜74歳の人は、診療などを受ける際の自己負担割合が判定できない場合もありますので、ご注意ください。

そのほか、所得申告をしていないと国保税の軽減制度の適用を受けられない場合もあります。このようなトラブルを避けるため、遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの人や収入がなかった人、税法上ご家族

の扶養に入っていない人なども必ず所得の申告をお願いします。

▼問合せ 国保年金課国保係 ☎ 888-1111(131) 133)

●さわやかセンターから  
 離乳食もぐもぐ教室

▼期日 5月31日(火)  
 ▼時間 午前9時30分〜正午(受付:9時〜9時20分)  
 ▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼対象 8〜15か月になる子とその保護者 ※対象月齢以外の人はお問い合わせてください。以前、標記もぐもぐ教室に参加した人は不可  
 ▼内容 9〜18か月ごろの離乳食について講義・実習・試食用具・エプロン・三角きん・ふさん1枚・スリッパ・バスタオル・お気に入りのおもちゃ・飲み物(親子ともに)・ごつくん教室参加者は配布したテキスト・おんぶひも

▼募集人数 20人(定員で締切)  
 ▼持参品 母子健康手帳・筆記用具・エプロン・三角きん・ふさん1枚・スリッパ・バスタオル・お気に入りのおもちゃ・飲み物(親子ともに)・ごつくん教室参加者は配布したテキスト・おんぶひも

▼申込期間 5月17日(火)〜24日(火)  
 ▼申込方法 電話または直接左記に申し込む  
 ●食生活改善推進員(ヘルスマイ)ト(養成講習会受講者の募集) 健康で生き生きと過ごすために、食生活改善を中心とした講習会を受けてみませんか。自分や家族の健康づくりはもちろん、地域のためにヘルスマイトとしてボランティア活動できる人を募集します。  
 ▼期日 6月29日(水)・7月27日(水)・8月30日(火)・9月27日(火)・10月31日(月)・11月30日(水)・12月21日(水)・平成24年1月19日(木)  
 ▼時間 午前9時30分〜午後1時  
 ▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』  
 ▼対象 次のすべてを満たす人  
 ▼20歳〜おおむね65歳くらい  
 ▼町内在住▼食生活について強い関心がある▼終了後は、食生活改善推進員としてボランティア活動ができる▼全日程8回のうち5回以上出席できる ※以前に養成講習会を終了したことのある人は除く  
 ▼内容 食生活や運動に関する講話や調理実習・運動実技  
 ▼募集人数 20人(定員で締切)  
 ▼申込期間 5月27日(金)まで ※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む  
 ▼その他 申込者には後日詳しい日程表を送付します  
 ●申込問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎ 888-12940  
 ●弁護士による無料法律相談会を開催します  
 町消費生活センターでは、消費生活に関する相談や多重債務などでお困りの人を対象に、無料法律相談会を開催します。当日は、弁護士と消費生活相談員が同席して相談に応じます。相談料は無料ですので、この機会にお気軽にご相談ください。  
 ▼期日 6月1日(水)  
 ▼時間 午後1時〜4時(1人30分程度・予約制)  
 ▼場所 役場3階302会議室  
 ▼対象 原則、町内在住・在勤の人。次のいずれかに該当する場合、受付できません▼同じ相談を継続して希望する人▼現在調停または裁判中の人  
 ▼募集人数 4人(定員で締切)  
 ▼申込方法 電話または直接左記へ申し込む  
 ▼申込問合せ 町消費生活センター ☎ 888-1871 ※土・日・祝日を除く午前9時〜正午および午後1時〜4時

〈広告欄〉



## 阿見みどり幼稚園

### < 未就園児教室募集のご案内 >

対象児年齢 : 来年就園予定の3才児 (H20.4.2~21.4.1生)

☆みどり幼稚園で先生やお友達と楽しくすごしましょう!

※お問合せいただいた方にはご案内状を送付致します。

参加費用は無料です。

お問合せ先・TEL 887-7471

5月~7月で3~4回位予定!



■おわびと訂正

3月30日付で発送した「麻しん風しん混合予防接種のお知らせ」について、中学校1年生の年齢に相当する人で、町外の学校に在籍している人、および高校3年生の年齢に相当する人へのお知らせ文において、『推奨接種期間』の一部に誤りがありました(太字が訂正箇所)。おわびして訂正いたします。

- (誤)▼平成23年4月1日〜平成24年6月30日まで
- (正)▼平成23年4月1日〜平成23年6月30日まで
- 問合せ 健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎8888-2940

■緊急雇用創出事業に関する臨時職員の募集

町では、企業の業績悪化などの影響を受けて離職された失業者等を対象とする、左記の臨時職員を募集します。

- 生活排水処理率向上対策事業 臨時職員
- ▼勤務内容 公共下水道・農業集落排水・浄化槽の未接続宅への戸別訪問による接続促進活動および収集データの整理(ワード・エクセル等による)
- ▼募集人数 1人
- ▼応募資格 普通運転免許
- ▼勤務期間 6月1日(水)〜

11月30日(水) ※更新の場合あり

- ▼勤務日時 土・日・祝日を除く週5日間勤務、午前8時30分〜午後5時15分(7時間45分)
- ▼時給 800円(交通費別途支給)
- ▼応募期間 5月17日(火) ※受付は月〜金曜日の午前8時30分から午後5時
- ▼応募方法 左記へ事前連絡の上、▼履歴書▼失業中であることを証する書類(離職票・ハローワーク紹介状など)を提出する(郵送不可)
- ▼選考方法 書類審査(一次)・面接により選考
- ▼応募・問合せ 下水道課(町水道事務所内) ☎829-5500

■人権擁護委員会による「全国一斉特設人権相談」実施

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。

そこで、法務省と全国人権擁護委員連合会は、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知と人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないように常に注意を払い、もし人権が侵害され

たときは、その相談を受け、被害救済のために速やかに適切な処理を行います。また、人権の大切さについて、街頭啓発や講演会などを通じて、理解を深めてもらうための活動にも努めています。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日に「全国一斉特設人権相談」を実施し、全国的に人権擁護委員の周知を図ります。県人権擁護委員連合会でも「人権擁護委員の日」にちなみまして、左記のとおり、特設人権相談を実施することとしました。地元の人権擁護委員(が、人権問題等でお困りの人のご相談を受け付けます。

- ▼期日 6月2日(木)
- ▼時間 午前10時〜午後3時
- ▼場所 役場3階305会議室
- ▼問合せ 総務課 ☎888-1111(215)

阿見棋友会から

■『さわやか将棋大会』参加者募集

- ▼日時 5月8日(日) ▼受付：午前9時から ▼対局：10時から ▼解散：午後5時
- ▼場所 中央公民館2階和室
- ▼参加料 ▼一般：1500円 ▼会員：1000円 ▼中学生以下：600円(食事代含む)
- ▼問合せ 阿見棋友会 野口 ☎887-6581

■本郷第一土地区画整理事業の事業計画変更(第7回)の長期縦覧

土浦・阿見都市計画事業本郷第一土地区画整理事業の事業計画において定める設計の概要の変更を表示する図書を長期公衆の縦覧に供します。

- ▼縦覧期間 換地処分公告の翌日まで
- ▼縦覧場所 役場2階都市計画課
- ▼問合せ 都市計画課 ☎888-1111(231)

■(社)阿見町シルバー人材センターから

入会説明会開催 当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)

- ▼期日 5月17日(火)
- ▼時間 午前10時から
- ▼場所 (社)阿見町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)

■『マイホームのミニ営繕』引き受けます

マイホームの床・壁の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の清掃・雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います。

- ▼問合せ (社)阿見町シルバー人材センター ☎888-2036

〈広告欄〉

<p><b>抗酸化陶板浴</b></p> <p>抗酸化陶板浴で健康回復！免疫力や治癒力を高め、本来の健康体に戻ろうとする効果があります。</p> <p>営業時間/9:00~21:00(最終受付20:00) ◎予約制 TEL.029-891-2211</p> <p>建築業知事免許(般-19)第22375号</p>	<p><b>住まいのことなら美都住建へ</b></p> <p>当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせた、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。</p> <p>【本社】阿見町実穀 1283-10 TEL.029-842-7196</p> <p>【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32</p>	<p><b>リフォームのことなら増改築相談員のいる当店へ</b></p> <p>傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない...費用はどれ位かかるんだろう...など住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。</p> <p>工事費込! ¥32,900 税込 エコポイントが! 12,000 pt</p> <p>茨城県知事免許(3)第5548号</p> <p>阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200</p>
--	--	---



# 5月29日(日)は、観覧料が無料となります

当館は地震の影響によりしばらく休館しておりました。休館中は、大変ご不便をお掛けして申し訳ございませんでした。

また、第3回所蔵資料展につきましては、当初予定から会期をずらして開催いたします。『広報あみ』4月号でお知らせした情報と相違しておりますのでご容赦ください。

## ●「町民無料観覧券」の使用期限延長

広報あみ2月号に掲載の「町民観覧無料券」の使用期間を5月31日(火)まで延長しました。

## ●第3回所蔵資料展

第3回所蔵資料展「予科練生の資料館 ― 銀田コレクション展」を開催します。

予科練平和記念館には、新潟の自宅で元予科練生の銀田捷氏が開いていた「銀田予科練資料室」の資料約780点(うち図書430点)が寄贈されています。

今回の展示ではこの中から約50点の資料を展示する予定です。元予科練生が戦後も持ち続けた予科練への想いを感じてみてください。

期間 4月26日(火)～6月12日(日)

※入場料は予科練平和記念館観覧料に含まれます

※入場時間は予科練平和記念館開館時間と同じです

## ●5月29日(日)は予科練戦没者慰霊祭のため、観覧料が無料となります

## ●ご利用ガイド

休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日休館)

開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

観覧料 大人500円(400円)、小中高生300円(240円)※( )内は20人以上

※町内在住の小中学生や障害者手帳をお持ちの人などは、観覧料が無料になります

●問い合わせ 予科練平和記念館 ☎891-3344

ホームページ <http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

## ●定例相談●

人権相談／行政相談 日時:5月12日(木)6月2日(木)

午前10時～午後3時／場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課☎888-1111(216)

子育て相談 日時:月～金曜日午前9時～午後4時／

場所:中郷保育所内／訪問相談随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／弁護士

相談:月1回午後1時～3時30分[毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約]／場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

結婚相談 日時:第2・第4土曜日午後1時～4時／

場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分

～午後5時15分／場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午後

1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午・午

後1時～4時45分／弁護士相談:水曜日午後1時～4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所☎823-1123

## ●人口と世帯●

●総人口 47,878人 (- 52) ▽常住人口ベース

●世帯数 18,034世帯 (+ 58) ▽( )内は前月比(4月1日現在) ▽総務課調べ

※『人口と世帯』に平成22年10月に行われた国勢調査の速報値の結果が反映されています

### 5月の納税等

軽自動車税(全期)  
納期限 5月31日(火)

### 6月の納税等

町県民税(1期)  
国民健康保険税(2期)  
介護保険料(2期)  
納期限 6月30日(木)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

### 交通事故発生状況 3月(前月比)

消防本部調べ	軽	傷	19人(+ 5)	
出場件数	23件(+ 6)	中	傷	3人(+ 1)
		重	傷	0人(± 0)
※救急車の適正な利用を お願いします	死	亡	1人(+ 1)	
	合	計	23人(+ 7)	

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店